

支援事業・合同事業規程

第1条 (目的)

この規程は FIC 会員が個人あるいはグループで行う事業でなんらかの支援が必要な人に FIC が支援をすることを目的とするものである。

第2条 (支援の対象・条件)

- (1) 活動が FIC の事業方針に沿っているもの
- (2) FIC 会員が個人あるいはグループでおこなっている事業でスタッフやスキルなどが足りず、FIC に支援をもとめるもの
*責任者が FIC 会員であれば、会員外との混成でも可とする。ただし事務局の了解を得ること。
- (3) 派遣されるスタッフにはその内容に見合った支払いがあること。
- (4) 支援内容に危険が伴わないもの（危険の例： 資格を持っていないものがチェーンソーなど危険な器具を扱うことなど）
- (5) 活動現場が安全な場所であること（安全でない場所の例： 感染症、自然災害などでなんらかの制限が設けられている場所など）

第3条 (支援窓口)

支援事業の受け付け窓口は事務局とする。

第4条 (支援期間)

1 年を限度とし毎年見直しをする。

第5条 (会計処理)

個々のケースにより対応する。

第6条 (個人情報管理)

事業遂行に関連して収集する、参加者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FIC の「個人情報保護規程」に従って管理する。

第7条 (安全)

イベント（下見を含む）に関する安全管理は、FIC の「安全管理規程」に従って実施する

(制定・改定履歴)

付則 1 2024 年 4 月 1 日 制定、施行